

# 經濟論叢

第134卷 第1・2号

- 
- ニコルソンの原価管理思考について……………野村秀和 1
- 日本曹達から日曹コンツェルンへ……………下谷政弘 28
- ウォルワース会社における予算  
システムの確立……………齋藤雅通 57
- 經濟民主主義と社会主義……………古河幹夫 84
- 1820年代末フランス製鉄業における資本・  
賃労働関係……………清水克洋 100

經濟学会記事

---

昭和59年7・8月

京都大學經濟學會

## 経済民主主義と社会主義

—オタ・シク『人間的な経済民主主義』を中心に—

古 河 幹 夫

### I はじめに

「社会主義と経済民主主義とは、相互に究極目標としてわかちがたく結びついている。社会主義的な経済制度なしには完全な経済民主主義はありえないし、また社会主義の理想は経済の指導を民主的に組織することなしには実現しえない」<sup>1)</sup>、としてナフタリが経済民主主義を提起したのは1928年のことであった。爾来、経済民主主義と社会主義の概念の多様性にもかかわらず、その問題の重要性は高まりこそすれ、うずれることはなかった。従来経済民主主義が論ぜられる場合、社会主義はいわば遠い究極の目標であるとの前提条件があったために、あるいは目標としての社会主義に対し手段としての経済民主主義が観念されていたために、経済民主主義は漸進的変革をさす代名詞にもなり、反面では所有問題の棚上げとして多くの批判をあびてきたのである。確かに、社会主義の概念そのものも多様であり、今かりに社会主義の中核的内実を生産手段の私的所有の廃止、社会的所有の実現と設定したとしても、ブルスの言うごとく何をもって生産手段の社会的所有の実現とみるのか、議論は単純ではないのである<sup>2)</sup>。そこで、ソ連・東欧等現存社会主義の経済・社会を一応社会主義と設定し、その社会主義の現実的経験をふまえて、再度経済民主主義と社会主義の間

1) *Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel—*, herausgegeben im Auftrage des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes von Fritz Naphtali, 1928, 山田高生訳『経済民主主義—本質・方途・目標—』御茶の水書房, 1983年, 7ページ。

2) W. Brus, *Socialist Ownership and Political System*, 1975, 大津定美訳『社会化と政治体制』新評論, 1982年。

題領域に接近することは、大いに意味のあることと思われる。冒頭に引用したように経済民主主義と社会主義の相互補完性にもかかわらず、ナフタリが「経済の民主化をとって社会主義へ」<sup>3)</sup>と述べているように、経済民主主義論は元來体制改革・変革にかかわる議論であった。体制改革・変革には目標となるべきビジョンとそれを実現する道すじが含まれねばならない。オタ・シク『人間的な経済民主主義』<sup>4)</sup>(1979)はかかる課題に応えようとしたものである。周知のように、オタ・シクはチェコスロバキアで1968年改革運動の時期に、改革プログラムをまとめる上での中心的経済学者であった。シクの議論は、従来、社会主義における商品、市場、利害構造等の解明の点で注目されていたが、上記の書物はいわゆる「第3の道」という体制変革論を具体的かつ詳細に叙述しモデル化したものである。本論はシクの理論を紹介・検討し、よって現代の経済民主主義と社会主義をめぐる問題状況に一論点を提起しようと試みたものである。

## II オタ・シクの理論

シクの改革プログラムは「資本の中立化」、マクロ的分配計画、規制された市場を3本柱としている。以下順次考察しよう。

### (1) 「資本の中立化」

「資本の中立化」とは、企業レベルでの生産的資本の所有形態ないしその変革の過程を指す彼独自の概念である。その主な特徴は以下のとおりである。①生産の場たる企業は個人が多く時間を過ごす場であり、そこでの労働が個人所得にとって決定的であり、また個人がさまざまな欲求・感情の関係をもって生存している場である。したがって、企業レベルでの具体的で感知しうる所有制の変化が必要であり、それが疎外克服の一条件でもある。②現存社会主義国の企業は国有企業であり、そこでは官僚制支配が貫徹していて、労働者は企

3) ナフタリ, 前出, 12ページ。

4) Ota Šik, *Humane Wirtschaftsdemokratie, Ein Dritter Weg*, 1979.

業を自分たちのものと感じておらず、資本主義と同様に賃金利害 (Lohninteressen) と資本利害 (Kapitalinteressen) は対立している。③資本<sup>5)</sup>の所有がある特定の個人に結びついておらず、また個人に分割することもできない状態<sup>6)</sup>、すなわちその時々を生産集団が所有の担い手であるような状態を資本所有が中立化された状態と呼ぶ。④「資本の中立化」を行う制度的形態を共同企業 (Mitarbeitergesellschaft) と呼び、一定の期間内に企業の新たに形成される利潤から、法的に規定された割合で中立化された資本を漸次的に形成していく。⑤規模の小さい企業では、利潤が一定の大きさになるまで「資本の中立化」は無理であるから、私的企業や混合企業が共同企業と併存することが考えられる。共同企業での意思決定構造と所得分配は、「資本の中立化」の構成要素であるが、どのように構想されているのであろうか。

〈意思決定構造〉 ①協働者<sup>7)</sup>全員が自動的に資産管理団体 (Vermögensverwaltungsgesellschaft) と経営団体 (Betriebsführungsgesellschaft) の構成員となる。②資産管理団体の課題は中立化された資本の管理であり、経営団体は資産管理団体から委託された資本を用いて生産・販売を遂行する組織である。③両団体とも全構成員の総会により、代表機関としておのおの資産管理協議会 (Vermögensverwaltungsrat)、監査協議会 (Aufsichtsrat) を選出する。④監査協議会は実際の経常的業務に責任をもつ経営陣——理事会 (Vorstand) ないし取締役会 (Geschäftsführung) ——を任命する。理事会・取締役会のメンバーの任期は無制限で、協働者以外の人物が任命されることも可能である。新プロジェクトへの資本投下、技術的な構造再編、協働者の解雇等の場合は監査協

5) 資本概念はマルクス経済学の資本概念と異なり、社会体制にかかわらず、ある社会が再生産を行うのに必要な財貨を資本と称している。全資本 (Kg) は物的資本 (KS=Sachlichekapital) と賃金資本 (KL=Lohnkapital) とからなる。O. Šik, *ibid.*, S. 527.

6) 共同企業破産の場合でさえ、すでに形成された中立化資本は個々の協働者に分割されえず、何らかの公的目的 (例えば慈善事業) に用いられる、としている。O. Šik, *ibid.*, S. 409.

7) 共同企業に働く従業員、経営管理者をひとまとめにして、シクは協働者 (Mitarbeiter) であり共同所有者 (Miteigentümer) であると規定している。O. Šik, *ibid.*, S. 409. 以下、協働者という用語で代表させる。

議会の承認を必要とする。⑥監査協議会に関しては、任期は5年間（マクロ的中期計画と同じ長さ）、理事会・取締役会と兼任はできない、構成員数は15～17名を越えない、信任を受ければ部外者も可能である、同一人物の被選出は最高2期まで、各選出期には半数が改選される、などの規定が考えられる。⑥労働組合は協働者の短期的利益を守る。具体的な労働条件、賃金、福利厚生等は毎年、理事会・取締役会と労働組合との間で契約される。⑦個人は共同企業を自由に離脱できるが、離脱にともない中立化した資本に対する所有権を喪失する。別の共同企業に加入すると同時に、そこでの中立化した資本に対する所有権を獲得する。

〈所得分配〉 ①協働者の所得は、全国的な賃率表によって規定される基本賃金と利潤からの分配部分とから成る。マクロ的な賃率表は民主的な討論を基礎とする協定によって決定される。②共同企業の粗利潤から租税・社会支出および外部資金の利子支払を差引いた残額を純利潤とすると、純利潤から、利潤分配にあてるファンドと企業余剰所得（予備、投資、蓄積、新建設等に充用する）の2つの部分が形成される（第1表参照）。③協働者への利潤分配ファンドの配分に際しては、均等配分、賃金比例配分、個人業績比例配分、勤続年数比例配分の4つの原則を混合した様式が可能である。

社会的分業の今日的段階では、個人の労働はその圧倒的部分が経済的に強制された活動という特質をもっており、個人は最小の労働支出で最大の所得を獲得することを行動原理としている。したがって物質的インセンティブを重視することは、効率的生産のためには欠かすことができない。賃金利害と資本利害の対立は経済効率にもマイナスの作用を及ぼしているが、その対立克服は「資本の中立化」によって可能となる。対立克服はマクロ的均衡の条件でもある。

第1表  
企業内所得分配

粗賃	所得金
粗賃	利潤
- 租税・社会支出	
- 外部資金の利子	
純利潤	
- 利潤分配ファンド	
企業余剰所得	

(出所) Ota Šik, a. a. O. S. 416.

## (2) マクロ所得分配

①マクロ分配計画は市場と補充しあうものであり、特に市場機構の統制が不十分な領域において用いられる。②伝統的なマルクス主義理論では、マクロの発展目標は直接的であれ間接的であれ生産(あるいは少くとも投資)を規制することによってしか達成できないとされていたが、企業に投資決定権がない場合、企業は市場行動や生産効率に責任を負うことができない。換言すれば、計画は生産・投資活動を把握してはいけないのである。③計画委員会の下に生産委員会と国民

第2表 国民生活設計委員会内の各種小委員会

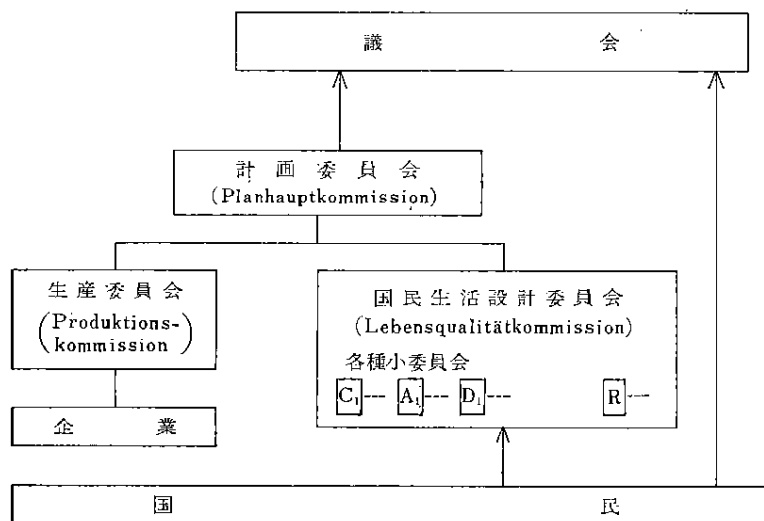
- 
1. 個人的消費委員会 (C)
    - C<sub>1</sub> 消費傾向と貯蓄小委員会
    - C<sub>2</sub> 賃金小委員会
    - C<sub>3</sub> 消費者保護小委員会
  2. 労働委員会 (A)
    - A<sub>1</sub> 労働時間と自由時間小委員会
    - A<sub>2</sub> 労働流動性小委員会
    - A<sub>3</sub> 労働の満足小委員会
  3. 社会的消費 (D)
    - D<sub>1</sub> 社会保障小委員会
    - D<sub>2</sub> 教育小委員会
    - D<sub>3</sub> 科学小委員会
    - D<sub>4</sub> 保健・体育小委員会
    - D<sub>5</sub> 文化小委員会
    - D<sub>6</sub> 行政小委員会
    - D<sub>7</sub> 公安・司法小委員会
    - D<sub>8</sub> 防衛小委員会
    - D<sub>9</sub> 運輸・交通小委員会
    - D<sub>10</sub> インフラストラクチャー・エネルギー小委員会
    - D<sub>11</sub> 住宅・都市小委員会
    - D<sub>12</sub> 環境保護小委員会
  4. 地域平準化委員会 (R)
- 

(出所) O. Šik, *ibid.*, S. 462.

生活設計委員会とでも称すべき生活の質を検討する委員会が設置され、この委員会の下に各種小委員会が編成される(第2表)。各委員会は当該の専門家代表と、利益団体(政党、労働組合、青年団体、農民団体、婦人団体等)代表とから構成され、専門家代表が計画の客観的合法則性の側面を代表し、利益代表が計画の目的側面を代表する。生産委員会は各種生産部門委員会・産業部門委員会を統轄し、その代表者、専門家、各企業の計画担当者等で構成される。各委員会とも技術的・経済的に実現可能な範囲において複数の提案を作成し、計

画委員会が作成する複数の計画案に集約される。特に4～5年の期間にわたる中期計画の選択は政治的選択と意識的に結合される。(計画化の組織を図示すれば、おおよそ第1図のようになる<sup>8)</sup>)。④マクロ計画はこのように、国民生活の質を最重要の計画目標とする所得分配計画であるが、その整合性を保証する重要な条件は、 $PrII+D=C+StD$  であり、行列に表わせば第3表のようになる<sup>9)</sup>。国民の全消費は個人的消費(C)と社会的消費(D)に分けられ、前者は目標量としては細かく区分されないものの、後者は  $D_1, D_2, D_3, \dots$  として定量化され、これが国民生活設計計画の中心になる。個人的消費は(国家財政を経由する部分と信用を捨象すれば)賃金部分と利潤分配部分から成り、前

第1図 計画化の組織



(出所) O. Šik, *ibid.*, S. 461～S. 470 より作成。

8) なお、政府の執行機関としての経済協議会(Wirtschaftsrat)や各種省庁は図では省略した。

9) 計画化に際し、 $PrI-JB, PrID-DM, PrII-C, D-StD$ の4つの対応関係が重要な条件となる。O. Šik, *ibid.*, S. 477。これらの対応関係を含めた最終所得行列(小稿では省略したが)の遂行は、政府にとって義務となる。O. Šik, *ibid.*, S. 512-3。

第3表 消費財・サービスの

貨幣流通 生産物・サービスの流通		控除後純賃金	消費むけ利潤部分	消費むけ租税部分
		LN'	GC	StC
		C		
PrII+Imp-Exp	$\Sigma$ PrII	$v$ PrII, C		
社 会 保 障	D <sub>1</sub>	$x$ D <sub>1</sub> , C		
教 育	D <sub>2</sub>	$x$ D <sub>2</sub> , C		
科 学	D <sub>3</sub>	$x$ D <sub>3</sub> , C		
保 健・体 育	D <sub>4</sub>	$x$ D <sub>4</sub> , C		
文 化	D <sub>5</sub>	$x$ D <sub>5</sub> , C		
行 政	D <sub>6</sub>	$x$ D <sub>6</sub> , C		
公 安・司 法	D <sub>7</sub>	$x$ D <sub>7</sub> , C		
防 衛	D <sub>8</sub>	$x$ D <sub>8</sub> , C		
運 輸・交 通	D <sub>9</sub>	$x$ D <sub>9</sub> , C		
インフラストラク チャー・エネルギー	D <sub>10</sub>	$x$ D <sub>10</sub> , C		
住 宅・都 市	D <sub>11</sub>	$x$ D <sub>11</sub> , C		
環 境 保 護	D <sub>12</sub>	$x$ D <sub>12</sub> , C		
$\Sigma$ C+StD		$z$ C		

記号) PrII=第2部門の生産物価額  
 JB=粗投資  
 StD=非市場的サービスの国家支出  
 (出所) O. Šik, *ibid.*, S. 500.

PrI=第1部門の生産物価額  
 C=消費にあてられる所得(消費)  
 DM=非市場的サービス機関の物的支出

者は労働の質・強度等を考慮して賃金小委員会(C<sub>2</sub>)で決定され、後者は各企業ごとに市場成績に応じて決定される。⑤大ざっぱに言って、国民所得のうち賃金部分は計画的に決定され、利潤部分は市場決定にゆだねられる。その際、利潤形成がマクロの均衡を破らないためには、一定の規制が必要であり、それ



供給と所得の行列

消費信用, 預金引出 預金利子 $KrC + LS' + Zp$	消費財への損害補償 VC		
		StD	$\Sigma PrII + D$
		—	$vPrII, C$
		$yD_1, St$	$vD_1$
		$yD_2, St$	$vD_2$
		$yD_3, St$	$vD_3$
		$yD_4, St$	$vD_4$
		$yD_5, St$	$vD_5$
		$yD_6, St$	$vD_6$
		$yD_7, St$	$vD_7$
		$yD_8, St$	$vD_8$
		$yD_9, St$	$vD_9$
		$yD_{10}, St$	$vD_{10}$
		$yD_{11}, St$	$vD_{11}$
		$yD_{12}, St$	$vD_{12}$
		$zStD$	$wC + StD$

Imp=輸入      Exp=輸出

PrID=第1部門サービス関係(投資消費財)の生産物価額

D=非市場的サービス価額(費用)

は国家の企業利潤政策および利潤分配政策という形をとる。企業の利潤を正確に把握するためには、企業利潤の登録、計算、統計的把握が前提である。それに加えて企業利潤最高額の設定、中立化資本形成の系数設定、利潤が少ない企業に対する租税優遇措置、利潤分配系数の設定等が利潤政策の主な内容となる。

このようにマクロの枠組が設定されても、企業は利潤の最適化<sup>10)</sup>をめざして効率的な行動様式をとることが想定される。

### (3) 規制された市場

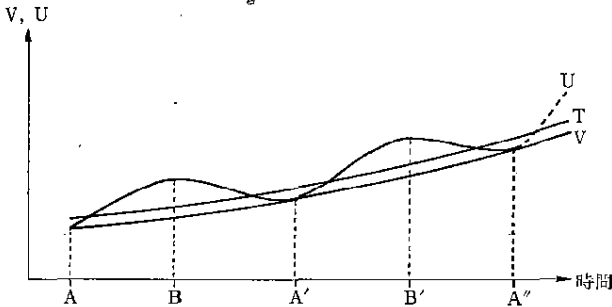
①まず資本主義的制約を捨象した理念的な自由競争市場が考えられ、市場機構の積極的な作用をもたらす条件として次の7点が挙げられる。(i)買い手市場、(ii)競争と市場価格の存在、(iii)企業の実績を表示する相異なる利潤および利潤率の存在、(iv)平均価格の形成、(v)投資の自由決定、(vi)自由な企業創設行為、(vii)企業解散の可能性。②人間の欲求を最大限に充足するという要請と、他方で経済的に強制された労働を最小化するという要請が存在する限り、かつ無数に近い財・サービスを中央で分配することは不可能に近いので、市場機構は必要不可欠である。③独占価格および独占利潤<sup>11)</sup>は競争を妨げ実績に応じない利潤形成をもたらす、消費者に損失を転嫁するものであるから阻止されねばならない。独占利潤の識別のためには社会全体の統一的な資本計算と利潤把握が必要となる。これは主として銀行の課題であり、銀行は当然、社会的コントロール下にある。独占利潤は、独占税のようなもので国家が吸い上げるが、そのねらいはあくまでも独占価格の引下げであり、企業の利潤動機や技術革新にブレーキをかけないことが必要であるから、例えば3年間にわたり独占利潤形成が識別された場合には、全経済的利潤率にもどるまで独占税を課すとしている(第2図参照)。④市場競争は従来、資本主義初期における企業家の無謀な行動と同一視されたり、一面的に破産、失業といったそのマイナス面だけが強調され、イデオロギー的に断罪されてきた。しかし規制された市場の下では、競争は個々の企業の市場努力として理解されるべきであり、消費者の需要に応え社会の必要を満たす上でプラスの行動様式をもたらす。⑤失業問題は資本主義とはちが

10) 利潤の最大化に、時々の社会的な価値を反映させ、人間化の原理を斟酌するならば、利潤の最適化が最も適切な表現であるという。つまり、効率化+人間化=最適化、というわけである。

O. Šik, *ibid.*, S. 440.

11) 個々の生産物の独占はミクロの独占、広範な生産物グループの独占はマクロの独占と呼ばれ、規制の対象になるのは、技術および生産コストの点で生産条件の排他性を特徴とするマクロの独占だけである。O. Šik, *ibid.*, S. 154, S. 635.

第2図



注) V=全経済的利潤率  
 T=許容範囲  
 U=マクロ独占利潤率  
 A~B ないし A'~B'=3年間の利潤率乖離期間  
 B~A' ないし B'~A''=独占税課税期間(独占税課税開始から  
 UとVが等しくなるまでの期間)  
 (出所) O. Šik, *ibid.*, S. 673

うふうに扱われる。失業は個人にとって甚大な苦痛であるから、できるだけ最小限に押さえられねばならないのは論を俟たない。生産縮小に伴う労働力削減は労働時間短縮や賃金部分縮小等により回避できるが、技術革新等により労働力削減が避けられない場合、まずそれは一朝一夕に生じるものではなく事前に予測がつくことであるから、削減分は企業内で民主的に決定でき、かつ労働力移動、再訓練等に必要な費用は企業なり社会なりが責任を持たなければならない。したがって市場競争は人間化されるのである。⑥規制された市場においては、中央が提供する情報の確かさにより市場透明度(Markttransparenz)が上がり、市場機構がその本来的な十全の姿で作用する。

### III オタ・シクの理論の独自性と問題点

800ページにもものぼる大部のモデル論を不足なく簡潔に要約することにはもとより限界がある。外国貿易や信用に関する構想や人間の欲求についての興味深い分析は割愛せざるを得なかったが、それでも基本的な枠組は要約できたと

思う。

改革三本柱のうち二本の柱たるマクロ分配計画と規制された市場に要約される経済計画化は、国民経済の長期的かつ主要な目標は議会を経て決定し、企業レベルでの経済活動の細目は自由裁量にまかせるという計画化方法である点で、自由裁量的計画化 (discretionary planning) とも言える。市場的關係の存在が前提されていて、財政・金融等を利用してその市場的關係をコントロールする点では、シクの改革案は資本主義諸国で論じられている改革案と大きく異なるものではなく、また社会主義諸国における改革案との関連では、ブルスの分権的機能モデル論を発展させたものと見ることができる。この膨大な書物によってシクが提示しようとしたものが、まさしくマクロ・ミクロの関連を明示した計画化論であることは明らかである。しかしシクの理論をこの点だけに限定するならば、数多くある計画化論に屋上屋を架すだけのものとしかみ合せず、彼の理論の独自性を見失うことになる。

彼の理論の独自性を表わしているのは、少々耳慣れない「資本の中立化」概念である。この概念を理解するためには次の2つのことを押さえておかねばならない。まず第一に、彼の理論の基底に現存社会主義のトータルな批判が存在することである。社会主義における所有は生産手段所有の社会化と理解されているが、社会主義の歴史においてこれは長く生産手段の国有化と同一視されてきた。シクにとって国有化は官僚主義と不可分のように思え、「社会化」という概念が有する不確定性のため「社会化」という用語を避けたかったのであろう。したがって、本来は「資本所有の社会化」と言っても良かったと思われる。第2に、したがって「資本の中立化」とはシク独自の所有論なのであるが、所有の問題を誰が何を所有するか、誰が何を処分する権利を有するかということに限定せず、所有権の変更にもなって生じる新たな所有者の労働態度、経済活動に対する責任といった所有主体の変化の方がむしろ重要であり、そのためには所有という用語に付着している法的・形式的な意味合いが強いことから、別な風に表現した方が適切であると考えたのではなかろうか。事実シクは「資

本の中立化」という用語をそれまでの「資本利害の社会化 (Sozialisierung des Kapitalinteresse)」という用語に代えて用いているのである<sup>12)</sup>。ここに資本利害とは経済・経営活動の積極性、責任を表わす概念である。

上で、本来は「資本所有の社会化」と表現しても良かったと述べたが、シクの所有論をユーゴスラヴィアの所有論との対比で検討しておこう。周知のようにユーゴスラヴィアの社会主義理論は国権的社会主義の鋭い批判を基礎にしていて、生産手段の所有は原理的には「社会有」と規定され、「誰のものでもあり、誰のものでもない」<sup>13)</sup>とされている。そして実際の使用権、処分権は企業の連合労働者に帰属している。「資本の中立化」概念と比較するとその類似性がうかがえる。所有の内実において比較してみると、まず(i)企業内意思決定では、従業員の総会が最高意思決定機関であり、互選原理で代表機関等を選出する点は双方とも共通である。しかし、半数改選やテクノクラート重視の点で、シクの構想の方が継続性、専門性、安定性を重視していることがわかる。(ii)また企業内所得形式でも、ユーゴスラヴィアの場合、所得(=純所得)を個々の労働者集団が個人所得ファンド、蓄積ファンド、公共消費の3つに配分する割合を決定できる<sup>14)</sup>ことと比べると、シクの構想の方が、賃金がマクロ的にかつ優先的に決定される点、ならびに利潤分配ファンドの形成も系数設定によって間接的にマクロ的に規制される点で計画性、安定性が強いことがわかる。(iii)企業の行動様式では、ユーゴスラヴィアの場合貨幣所得の最大化であるのに対し、シクの場合は利潤率の最適化であり、社会的な価値判断ないし当該共同企業の従業員全体の選好を組み込んだものが想定されている<sup>15)</sup>。

このように彼の構想は所有の形態としてみると、ユーゴスラヴィアの自主管理的なものに計画性、安定性を加味したものを想定しているとみなして大過な

12) これは Jan Osers の指摘による。J. Osers, *Sozialistische Wirtschaftsmodelle*, 1980, S. 164.

13) カルデリ (山崎洋・那美子訳) 『自主管理社会主義と非同盟』大月書店, 1978年, 65ページ。

14) M. コーラッチ (山崎洋訳) 『自主管理の政治経済学』日本評論社, 1982年, 76ページ。

15) なお、公共サービス部門においては、ユーゴスラヴィアの場合、自主管理利益共同体という形態できわめて分権的に組織されるのに対し、シクの構想では、利潤原理も利潤分配制度も適用されず、独自の規制様式と賃金・報酬体系が適用されることになる。O. Šik, *a. a. O.*, 429-438.

いであろう。この意味では「複合的自主決定 (komplexe Selbstbestimmung)」<sup>16)</sup>とも言えるのである。この点はシクの理論を把握する際の重要な点である。

しかしユーゴスラヴィアにおいて、自主管理はもっぱら連合労働者の不可分の権利、人間解放の決定的な形態と理解されているのに対し、シクの構想ではいわば経営責任、経済活動の積極性、企業との一体化に力点があるように思われる。効率性を重視するが故に共同企業形態を構想したという印象も否めないのである。何故であろうか？ 双方の理論の基底にある人間観により、ある程度の説明は可能であると思われる。シクにあっては、労働者の労働動機は主要には欲求充足それも消費に関わる欲求充足なのである。彼の労働論、欲求・利害論は社会主義圏にあって先駆的なものと評価されているが<sup>17)</sup>、後の具体的な体制改革論では、いわば消費の側面から効率性原理と民主化原理を統一しようとして、上述のような構想になったと言えよう。これは社会主義圏において長く等閑されてきた消費の復権を求めるには当然の方向であるにしても、労働・生産における人間の積極的関与の側面を消費の復権といかにかかわらせるべきであろうか？ シクは、「資本の中立化」による効率性原理と人間性原理との統一的達成、すなわち労働の領域における意志決定過程および指揮関係の分権的・参加的方向への変化、自律的労働集団 (selbstgesteuerte Arbeitsgruppe) の形成およびその内部での労働ローテーションの導入、経済上の情報・教育活動の強化・拡大、失業問題の解決によって、労働が人間化されることを展望している。とはいえ、消費者民主主義の尊重と、労働・生産の疎外された姿態を止揚し労働・生産の領域で人間の自己実現をはかることとの関連をどのように考え展望するかは、今後の検討課題として残されている。

計画方法に関するシクの構想上重要な問題点は2つある。一つは投資決定をすべて企業にゆだねることである。これは、自ら投資決定できない企業は市場の不均衡や生産効率の不十分さに責任ある対応ができない、という考えからで

16) O. Šik., *ibid.*, S. 468.

17) 岡田裕之『社会主義経済研究・I』法政大学出版局、1975年、第1章参照。

ある。しかし、社会的分業の進展にともない投資は大規模かつ長期化する傾向があり、投資プロジェクトの主要なものは国民経済的に決定することは、多くの改革案に共通してみられる傾向である。またブルスの機能モデル論でも、投資決定は主要には中央の任務である。シクは現存社会主義における投資の国民経済統一的な効率性指標の不完全性を批判し、市場の効率性基準にゆだねることを提案しているが、主要な投資については、いわば市場機構の作用が不十分な領域と考え、マクロ的に決定するのが順当ではなからうか。

もう一つは、価格が経済活動のシグナルであることを想定している方法論に関することである。コルナイは現存社会主義の経済を分析し、半貨幣経済において価格は経済活動における唯一のシグナルではないことを明らかにした<sup>18)</sup>。プロセスとしての「資本の中立化」が進行し、マクロ分配計画が実施される体制下でも、価格のシグナルとしての役割は（少なくとも一定期間）小さくなると予想できるのではないか。とはいえ、コルナイが半貨幣経済の貨幣経済化を示唆していることや、数少ない規範的提言の中で、企業予算制約のハード化、多種混合所有タイプの中小企業の創設<sup>19)</sup>などを提案していることと対照するならば、シクの市場機構論に関する提言にはきわめて類似したものがあり、現存社会主義の改革提案としては現実的な性格をもっているのである。理念的な市場機構の作用を想定している点をとらえて、非現実的とのみ断定するのは、木を見て森を見失うに等しい。またシク自身が、現存社会主義の具体的改革に関説して、私的企業活動の許可は小営業、手工業、小規模サービス業等の領域に限ることや、労働力雇用も一定数に制限することを説いていることもあわせ考えるならば、現存社会主義の改革案としては現実性をもちうると言える。

他方、資本主義批判としての経済民主主義はどうであろうか。「資本の中立

18) János Kornai, *Economics of Shortage*, 1980, コルナイ（盛田常夫・門脇延行編訳）『反均衡と不足の経済学』日本評論社、1983年。

19) J. Kornai, *Comments on the Present State and the Prospects of the Hungarian Economic Reform*, 1983, 盛田常夫訳「ハンガリー経済改革の現状と展望」『世界経済評論』1983年5月号～8月号。

化」は既存の所有者、経営者の同意、しかも中立化を完了するまでの全期間にわたり同意を要する点で、改良主義的である。これゆえにあるいは批判を招来するかもしれないが、資本、利潤の社会的な統一的把握や、議会制民主主義を各種利益代表によって補完する方法や、国民の欲求・消費発展を統一的に形成しようとする点などは、資本主義批判として革新的なものである。とはいえ、シクの構想を実現するためには相当の政策力量をもった国家機構が前提にされており、そのような国家機構を民主的に統制する方策が具体的にない限り、換言すれば、当然の前提とされている議会制民主主義の今日的形態に貫徹している支配の機構の具体的分析によって、シクの構想が補完されない限り、詳細をきわめる改革案も画餅に終る恐れがある。それは、西独の共同決定が迎った困難な足跡を想起するだけでも明らかであろう。

国民生活水準の向上、生産活動と労働のより人間的な方向への改善を基礎としたシクの理論は、「経済的諸関係の民主化」という点では従来の経済民主主義論とねらいを等しくするものであるが、資本主義経済およびその変容の理解・評価は異なる。ナフタリの場合、競争資本主義から組織資本主義への変容の中に、経済民主主義の手がかりを見つけ出しているのに対し、シクにとって、競争資本主義の組織資本主義への変容は、社会主義の官僚化同様阻止されるべきなのである。ナフタリ同様、意思決定を重視している（＝共同決定）にもかかわらず、個人のイニシアチブを市場機構と不可分のものとして意思決定の問題と結合したところに<sup>20)</sup>、経済民主主義論としてのシクの独自性がある。

彼は社会主義という用語をネガティブに用い、その代わりに経済民主主義という用語をあてたのである。「人間的な経済民主主義」は「人間の顔をした社会主義」であった。まさにシクの将来社会の青写真こそは、未究の改革の“遺言”であった。国民の欲求・消費の社会的な決定、企業レベルと国民経済レベ

20) 個人の自由と市場の関係をより深く分析したものに、Radoslav Selucký, *Marxism, Socialism, Freedom*, 1979, 宮鍋敏・西村可明・久保庭真彰訳『社会主義の民主的再生』青木書店, 1983年がある。



ルの制度および両レベルでの意思決定、計画の整合性、選択性、最適性は、社会的分業の発達した社会で経済民主主義を考える際、避けて通れない点である。

(1983年11月脱稿)